

Q 弔意を表す国旗の掲揚方法にはどのような方法がありますか。

A 弔意を表す場合、弔旗を掲揚することがあります。

我が国においては、国葬、国葬に準ずる葬儀が行われるなどの際には、閣議決定等で弔旗の掲揚期間等が決定され、各省庁において弔旗を掲揚することがあります。

弔旗として半旗（図1）を掲げることがありますが、我が国においては、例えば、外国元首が逝去し、当該国で国葬が行われる場合には、その国葬日に、総理官邸及び外務省では、半旗を掲揚することが慣行となっています。半旗を掲げる際には、国旗を一度ポールの上まで揚げ、その後半旗の位置に降ろし、半旗を降ろす際には、国旗を一度ポールの上まで揚げ、その後降ろします。

また、元総理の葬儀当日などの際には、冠頭を黒布で巻き、冠頭と旗の間に旗の横幅と等しい長さで幅3cmくらいの黒布を取り付けたもの（図2）を弔旗として掲揚することもあります。

